

○財務省告示第十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五
条第十一项の規定に基づき、平成三十一年四月二
十二日に発行した割引短期国債及び政府短期証券
の発行条件等を次のとおり告示する。

令和元年五月十三日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百二十七回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
九条第一項並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七
条第一項並びに財政資金法（昭和二十六年法律第百号）第九
条第二項、同条第四項、第九十四条第二項、同条第一項、第
百三十七条第一項及び同条第三十六條第一

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行為される入札

五

方募

イ

入札発競争
価格競争
方法
決定の

ロ

国債市場
特別参加
者・第I
非競争
者
特別参加
者
募集
限度額
の範囲
に
お
い
て
各
申
込
み
の
応
募
額
を
割
り
当
て
る
。

六

イ

入札発競争
価格競争
発行額

額面金額で一兆五千三百七十一
億六千万円

四十六条第一項の規定に基づき
発行した金額で一兆四千三百七十
は、

財政資金法第九條第一項並
びに特別会計に關する法律第八
十三條第一項、第九十四條第二
十項、同條第四項、第九十五條第
一項、

第三百七十六條第一項及び
づき発行的に政府短期証券に基
いては、
億六千万円

であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者による発行（以下
を定める市場特別参加者・第I
非競争市場特別参加者）の
価格競争入札発行という。）

も申込みのうちの応募額を順次割り
当てる。特別参加者ごとの応募
各債市場特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込み

十 十 十 十
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償
込 者 札 所 金 還
期 参 加 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
三 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 支 と
一 か 通 百 支 き
年 から 知 円 に は
四 通 づ き 〇 そ
月 知 を 百 〇 の
二 受 〇 円 翌
二 け 〇 〇 営
日 者 〇 業
日 者 日 日
に